

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2024年2月19日

【会社名】 北恵株式会社

【英訳名】 KITAKEI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 村 誠

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号イトウビル

【電話番号】 (06)6251 1161 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 齋 田 征 人

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号イトウビル

【電話番号】 (06)6251 1161 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 齋 田 征 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年2月16日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年2月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、北村良一、北村誠、北村裕三、山内昭彦、岸本規正、中村均、齋田征人、森信静治及び杉野正博を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、田中明子を選任する。

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

役員退職慰労金制度を廃止し、第2号議案にて承認可決された重任となる取締役7名並びに在任中の監査役2名及び退任監査役1名に対し、本制度廃止の日までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給する。

なお、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任し、支給時期については当社役員の退任時とする。

(打切り支給の対象となる取締役及び監査役)

取締役 北村良一、北村誠、北村裕三、山内昭彦、岸本規正、中村均、齋田征人、

監査役 柏原弘道、酒谷佳弘、駒井隆生(退任)

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬の総額を年額3億円以内(うち社外取締役年額3000万円以内)に改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を支給する。その総額は、年額4000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とし、譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	71,468個	531個	0個	(注) 1	可決 99.26
第2号議案 取締役9名選任の件					
北村良一	70,213個	1,786個	0個	(注) 2	可決 97.52
北村誠	70,228個	1,771個	0個		可決 97.54
北村裕三	71,474個	525個	0個		可決 99.27
山内昭彦	71,476個	523個	0個		可決 99.27
岸本規正	71,465個	534個	0個		可決 99.26
中村均	71,477個	522個	0個		可決 99.27
齋田征人	71,476個	523個	0個		可決 99.27
森信静治	71,381個	618個	0個		可決 99.14
杉野正博	70,884個	1,115個	0個		可決 98.45
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
田中明子	71,835個	162個	0個		可決 99.77
第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件	70,225個	1,774個	0個	(注) 1	可決 97.53
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	71,374個	625個	0個	(注) 1	可決 99.13
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	71,453個	545個	0個	(注) 1	可決 99.24

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。